

別表六（三十一）付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項又は第 2 項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限り、）において、措置法第 42 条の 12 第 1 項又は第 2 項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載します。
- 2 「控除対象調整数の計算」の各欄は、措置法第 42 条の 12 第 2 項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、「移転型特定新規雇用者基礎数 7」及び「対象移転型特定非新規雇用者基礎数 8」の各欄は、同条第 1 項の規定の適用を受ける場合にのみ記載します。